

告示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
考古資料	三ツ和遺跡出土木簡 附 井戸枰十点 須恵器坏一点 須恵器及び土師器残欠十点 木簡を除く井戸枰補強材三十一一点	埼玉県川口市本町一丁目十七番一号	川口市（川口市立文化財センター）